

新潟地方裁判所委員会（第25回）議事概要

- 1 日時 平成24年12月3日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
青柳 勤，石崎誠也，伊津良治，大竹優子，大西秀明，唐沢俊郎，小松氏盛，近藤伸一，
竹内哲郎，錦織 聖，服部誠司，平石広佳，藤井俊郎（五十音順・敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 新委員からの自己紹介
 - (2) 委員長選出（互選）
青柳勤委員（新潟地方裁判所長）を選任
 - (3) 意見交換
 - ア 利用しやすい裁判所施設について
 - イ 労働審判制度の広報について
- 5 意見交換の概要
 - (1) 利用しやすい裁判所施設について
最初に、庁舎内を巡視した後、案内表示の在り方など気付いた点について意見交換が
された。
主な意見は、以下のとおり
【委員長】
 - ・ 2号館への案内がされているが、目的地である建物に「2号館」という表示がない。**【学識経験者委員】**
 - ア 「全館ご案内」について
 - ・ 平面図には、1号館や2号館といった記載を入れたほうがよい。また、青色が2号館であることを表示したほうがよい。
 - ・ 現在地を明確にするため、「ここは1号館です。」といった表示をしたほうがよい。また、「全館ご案内」を見ても現在地が分かりづらいので、工夫したほうがよい。
 - ・ 1号館と2号館が2階以上では連結していないことをどこかに表示した方がよい。
 - ・ バリアフリーの観点からは、車椅子利用者が「全館ご案内」を見たときに、表示の上のほうが見えないのではないか。
 - ・ 初めてこの裁判所に来たとき、「全館ご案内」の存在が分からなかった。普通は建物に入った真正面にあるのではないか。
 - ・ 「全館ご案内」が守衛の待機場所と逆の方向にあるのはおかしいのではないか。真正面には植込みが置かれていたので、そこに立て掛ける方法などもある。
 - イ 「庁舎のご案内」について
 - ・ 言葉で表現すればその通りの内容であるが、近づいて読まないといけない。も

う少しグラフィック化できないか。

- ・ お年寄り等のことを考えると、全体的に表示の文字が小さい。
- ・ 「庁舎のご案内」のように言葉で説明するのは、時間をかけて読むことを要求しているので不親切である。例えば、3つの通路をABCとして、「Aに進んでください。」としたほうが分かりやすい。丁寧な言葉を並べても、読まないし、いったん理解しても、その場を離れると忘れてしまう。いかにビジュアル化・単純化するかという視点で検討した方がよい。

【弁護士委員】

- ・ 以前、この庁舎内にあった平面図には、ボタンを押すと平面図の該当場所にランプが付くような装置があった。どうして無くなったのか。

【事務局】

- ・ 庁舎を改修していく過程で、平面図の表示と実際の部屋の配置が合わなくなったことから、撤去したものである。

【弁護士委員】

- ・ 開廷表が守衛の横に置かれているが、一般の方には、そこに置いてあることが分かりづらい。

【学識経験者委員】

- ・ 一般の方は、置いてある開廷表を触っていいのかどうかも分からないと思う。

【委員長】

- ・ 御指摘いただいた点について、今後の改善に生かしてもらおうよう、関係部署に伝えることとしたい。

(2) 労働審判制度の広報について

事務局から、以下の点について概説がされた。

ア 労働審判手続の概要について（民事首席書記官）

- ・ 労働審判を中心とした雇用関係の紛争解決手段に関する各種手続との違いや特徴などを説明。
- ・ 労働審判の申立ては都市部に集中している傾向にある。労働審判の新受件数を厚生労働省が提供している毎月勤労統計調査の常用労働者数で除した数値で比較すると、常用労働者が1年間に労働審判の申立てをする割合は、全国平均が0.08パーセントであるのに対し、新潟は0.031パーセントであり、全国平均の半分以下の数値となっている。

イ 労働審判に関する広報について（総務課長）

- ・ 労働審判手続に関するリーフレットを裁判所の窓口等に備え置くほか、地方自治体や弁護士会、労働基準局、職業安定所などに配布しており、配布先において、窓口等に備え置いたり、相談等の際に手渡しするなどして御活用いただいている。
- ・ 最高裁判所では、新しくできた制度や国民の関心が高いと思われる裁判手続などを「広報テーマ」として取り上げ、ホームページに掲載している。また、地方裁判所では、「広報テーマ」を各自治体に送付し、広報誌等への掲載や役場等への

掲示をお願いしている。労働審判に関するテーマは、平成22年3月に取り上げられたほか、平成25年7月に取り上げられる予定である。

- ・ 裁判所のホームページでは、裁判例や各種裁判手続などに関する情報を掲載している。

主な意見は、以下のとおり

【弁護士委員】

- ・ 労働審判手続では、調停がまとまらずに審判になった場合に、7割近くが異議申立てをしている。審判を申しても訴訟に移行する割合が多いとなれば、まずは調停を勧め、駄目なら訴訟というような選択をしている弁護士も多いのではないか。
- ・ 本人申立てがあるのであれば、本人に対する広報もありうるが、実際には難しいのではないか。
- ・ リーフレットにも、「弁護士に相談するのが望ましいでしょう。」と書いてある。労働審判に適する事件と適さない事件を事前に振り分けるとなると、代理人となる弁護士が選択する際のアドバイスをすることになるが、弁護士に労働審判制度が利用しやすいものであるという認識がないとなかなか広まっていけないのではないか。
- ・ 労働審判が、短期間で決着し、利用価値のある制度だということを、弁護士会や司法修習生に対して広報活動するのが効果的ではないか。

【裁判官委員】

- ・ 実際に本人申立てもある。本人申立ての場合は申立ての段階で資料が不足していることが多いが、その場合は、すぐに提出資料を指示して提出してもらっている。

【学識経験者委員】

- ・ 裁判所の窓口において、手続の選択に迷う当事者がいたときには、裁判所のほうで、「こちらの手続がいいですよ。」と言うようなアドバイスはしてもらえるのか。

【事務局】

- ・ どちらの手続がいかについてアドバイスすることは、裁判所の中立性の観点からできない。

6 次回期日

平成25年6月（具体的な開催期日については日程調整の上決定予定）